

## 令和2年土幌町議会第4回定例会

### 1 議事日程第1号 令和2年12月9日（水曜日） 午前10時開会

- 日程番号1 会議録署名議員の指名  
日程番号2 議案第8号 令和2年度土幌町一般会計補正予算  
日程番号3 議案第9号 令和2年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算  
日程番号4 議案第10号 令和2年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
日程番号5 議案第11号 令和2年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算  
日程番号6 議案第12号 令和2年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算  
日程番号7 議案第13号 令和2年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算  
日程番号8 議案第14号 令和2年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算  
日程番号9 議案第15号 令和2年度土幌町国民健康保険病院事業特別会計補正予算  
日程番号10 追加議案第16号 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案  
日程番号11 選挙第1号 選挙管理委員会委員の選挙  
日程番号12 選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙  
日程番号13 意見書案第10号 「コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書」  
(閉会中継続調査申出書)

### 2 出席議員

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一

### 3 欠席議員（0名）

### 4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

### 5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	高木 康弘	総務企画課長	亀野 倫生
会計管理者	上野 清子	町民課長	藤内 和三
保健福祉課長	藤村 延	健康介護担当課長	三島 裕子
産業振興課長	西野 孝典	建設課長	増田 優治
道路維持担当課長	佐藤 英明	建設課施設担当課長	田中 敏博
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	佐藤 慶岩
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	藤井 由美

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 三島 重浩

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	矢野 秀樹	総務係長	猪狩 賢明
------	-------	------	-------

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	秋間議長	ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、曾我弘美議員及び9番、中村貢議員を指名します。
2	亀野総務 企画課長	日程第2、議案第8号「令和2年度士幌町一般会計補正予算」を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。 総務企画課長、亀野よりご説明を申し上げます。 議案第8号 令和2年度士幌町一般会計補正予算[第7号]ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,659万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億5,131万6,000円に改めようとするものでございます。 地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものといたします。 初めに、本補正予算の歳出で2節給料から4節共済費までの人件費の補正は、職員の人事異動及び人事院勧告に準じた手当の改正並びに北海道市町村職員退職手当の負担金に関する特例措置に伴うもので、総額1億7,699万1,000円を減額するものであります。なお、人件費に関わる各款、項、目での説明は省略させていただきますので、ご了承願います。 それでは、人件費以外の歳出をご説明をいたしますので、12ページを御覧願います。下段になりますが、2款1項6目企画費では、7節報償費から12節委託料は、ふるさと納税の寄附額の増額等に係る経費など合わせて2,000万円を追加するものであります。 次に、13ページに移りまして、9目情報管理費では、中間サーバーコネクター機器更新費用として12節委託料に情報システム整備委託料

319万7,000円の追加。

10目地域生活交通確保対策事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、路線バスの減便や利用客の減少が際立ち、例年にない赤字額となったことから、路線バス運営会社に対して、実績に応じ18節負担金補助及び交付金に地域生活交通路線維持費補助金592万2,000円を追加し、特定財源につきましては国鉄土幌線代替輸送確保基金繰入金を同額充当いたします。

次に、14目愛のまち建設基金費は、ふるさと納税の寄附額の増額により、積立金2,000万円を追加し、特定財源として指定寄附金を同額計上いたします。

次に、18目開町100周年記念事業費では、開町100周年記念に合わせ、日本ハムファイターズ北海道179市町村応援大使、2021年の応援大使の市町村として決定をいたしましたので、それに伴う準備費用として10節需用費に169万3,000円の追加をいたします。

続きまして、14ページをお開き願います。下段になりますが、3款1項1目社会福祉総務費では、生活困窮就労準備支援等事業の採択に伴い、補助金285万円を充当し、財源補正を行うものでございます。

次に、15ページに移りまして、3目障がい者福祉費では、法改正に伴い、障がい者福祉電算システム改修費用を12節委託料に135万6,000円を追加し、19節扶助費に自立支援介護・訓練等給付費1,000万円を追加し、特定財源につきましては障害者介護給付費負担金500万円、障害者総合支援事業費補助金87万1,000円、障害者介護給付費負担金250万円、合わせて837万1,000円を充当いたします。

次に、6目後期高齢者医療費は、退職手当負担金の減額に伴い、27節繰出金を45万7,000円減額し、同じく7目国民健康保険費につきましても退職手当負担金の減額に伴い、27節繰出金115万5,000円を減額するものでございます。

次に、8目介護福祉費では、簡易陰圧装置設置経費支援として18節負担金補助及び交付金に330万円を追加し、特定財源といたしましては介護サービス提供基盤等事業費交付金330万円を同額充当いたします。

次に、9目介護保険費は、居宅サービス利用者が増えたことにより、19節扶助費に60万円を追加し、27節繰出金では退職手当負担金の減額に伴い、189万1,000円を減額し、介護報酬改定に伴うシステム改修費用として389万4,000円を増額し、差引き200万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。3款2項1目児童福祉総務費では、コロナ対策のための医薬品材料の追加購入に伴い、10節需用費に5万6,000円を追加し、17節備品購入費で3万5,000円を減額し、予算の組替えを行うもので、特定財源につきましては新型コロナ感染

症緊急包括支援事業補助金 2 万 1, 000 円を充当いたします。

次に、2 目認定こども園費は、雇用条件変更に伴い、1 節報酬を 65 万 2, 000 円減額し、医薬材料追加に伴い、17 節備品購入費を 4 万 7, 000 円精査減額し、10 節需用費に同額予算組替えをするものでございます。

次に、3 目へき地保育所費では、代替保育士増員に伴い、1 節報酬に 63 万 3, 000 円を追加し、消耗品及び医薬材料追加に伴い、予算組替えを行い、17 節備品購入費を 7 万 1, 000 円精査減額し、10 節需用費に 6 万 1, 000 円を追加し、特定財源につきましては新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 54 万 5, 000 円を充当いたします。

次に、17 ページに移りまして、4 目児童手当費は、実績に伴い、22 節償還金利子及び割引料に 225 万 2, 000 円の追加をいたします。

次に、5 目子育て支援推進費では、子育て支援祝金対象者の追加に伴い、7 節報償費に 132 万円を追加し、コロナ対策のための消耗品及び医薬材料追加に伴い、予算組替えを行い、17 節備品購入費を 3 万 5, 000 円精査減額し、10 節需用費に 23 万 5, 000 円を追加し、12 節委託料は子育て短期支援事業利用者の増に伴い、19 万 1, 000 円を追加し、特定財源につきましては子育て短期支援事業利用者負担金 3, 000 円、地域子ども・子育て支援事業補助金、国が 29 万 6, 000 円、道が 6 万 2, 000 円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を 3 万 4, 000 円減額し、総額 32 万 7, 000 円を充当いたします。

続きまして、18 ページをお開き願います。4 款 1 項 4 目病院費では、不採算地区病院の運営負担金として 18 節負担金補助及び交付金に 8, 000 万円を追加し、病院事業会計企業債に対する出資金として 23 節投資及び出資金に 427 万 5, 000 円を追加するものでございます。

次に、5 目上水道費では、退職手当負担金の減額に伴い、27 節繰出金に 156 万 8, 000 円を減額いたします。

次に、19 ページに移りまして、上段になります。6 款 1 項 7 目土地改良事業費では、会計年度任用職員報酬の追加に伴い、1 節報酬に 4 万 5, 000 円を追加し、6 款 2 項 1 目林業振興費は 23 節で十勝大雪森林組合の出資金 52 万 8, 000 円を追加し、特定財源として令和元年度の事業配当金を同額充当するものでございます。

次に、7 款 1 項 2 目観光振興費では、道の駅しほろ温泉施設客室系統ほかエアコン整備改修に伴い、14 節工事請負費に 291 万 7, 000 円を追加をいたします。

続きまして、20 ページをお開き願います。8 款 2 項 1 目道路橋梁総務費では、会計年度任用職員報酬の追加に伴い、1 節報酬に 16 万 4, 000 円を追加し、4 項 1 目公共下水道事業費は退職手当負担金の減額に伴い、27 節繰出金を 110 万円減額をいたします。

続きまして、23 ページを御覧願います。最後の行になりますが、10

款6項3目学校給食センター管理費では、会計年度任用職員報酬並びに保険料の追加に伴い、1節報酬に4万5,000円を追加し、4節共済費に1万5,000円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、10ページと11ページを御覧願います。それでは、特定財源以外の一般財源ですが、11ページの20款1項3目農林業債、一般単独、辺地対策事業債合わせて840万円は、単独事業で見込んでいた土幌南地区小規模土地改良事業並びに川西地区担い手畑総事業において一部地方債対象事業と見込まれたことによるものでございます。

次に、10ページに戻っていただきまして、下段になります。19款5項5目備荒資金組合納付還付金9,685万5,000円を減額し、収支の均衡を図ったところでございます。

なお、24ページから26ページには特別職及び一般職の給与明細書を掲載してございますので、ご参照願います。

次に、6ページを御覧願います。第2表、地方債補正でございますが、補正後の欄に記載のとおり限度額を変更するものでございます。なお、27ページには地方債現在高見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照のほどよろしくお願います。

以上、説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 加藤議員 これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。

加藤議員 19ページの商工費なのですけれども、観光振興費のほうで291万7,000円、道の駅しほろ温泉の施設改修ということで、エアコンと客室の給湯とありますけれども、まずエアコンは全室設置の予定なのか、それと給湯のほうも、たしかあそこは客室であまりお湯使い過ぎると出なくなるというのがあって、それを対策するための給湯工事なのかお聞きします。

秋間議長 産業振興課長。

西野産業振興課長 産業振興課長、西野からお答えいたします。

振興課長 先ほどの説明の中で、エアコンの客室系統エアコンの今回改修でございまして、室数が本館1階の4室分の客室系統エアコン、不具合出ておりますので、設置して19年経過しているということで、今回4室分を寒冷地向けのルームエアコンに変更する、そういった改修でございます。

以上です。

秋間議長 加藤議員 1番、加藤議員。

加藤議員 この猛暑の中、毎年暑いので、当然エアコンの改修は必要だと思っておりますけれども、さっき僕も言った給湯の部分なので、毎回たしか利用者の方からもお湯が途中でなくなるというクレームを僕も何回か聞いたことがあるのですけれども、こういうときの改修にそういうこ

	<p>とって併せてやっていけないのか。当然古い施設なので、大規模改修も多分町長の頭の中にはあろうと思うのですけれども、それを目指して我慢していくのか、それとも今回のエアコンのように順次クレームのあるものをこれから直していく予定があるのかお聞きします。</p>
秋間議長	産業振興課長。
西野産業振興課長	<p>産業振興課長、西野からお答えいたします。</p> <p>今加藤議員のほうからお話ありましたとおり、急を要するものについてはその都度ということで検討していきたいというふうに思いますし、おっしゃられた大規模修繕も含めて今後いろいろ設備、特に配管の部分ですとか、ご指摘いただいた給湯の部分とか、ちょっと状況を見ながらタイミングも含めて検討していきなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
秋間議長	1番、加藤議員。
加藤議員	<p>そこら辺のところは随時やらなければならないので、さっき言ったように、町長の中では建物自体の改修のめどっていつ頃と今考えていますか。まだ全然想定もされていませんか。</p>
秋間議長	町長。
小林町長	<p>改修に向けての概略の設計というのですか、検討に入っているのですけれども、数年以内にやらなければならないということでありすけれども、今加藤議員のおっしゃったように、それまでの間のつなぎの改善はしていきながら、数年以内には大規模改修をやるということで、財源対策も含めて計画ができた段階でまた議会とも協議させていただきたいと思えます。</p>
秋間議長	5番、伊藤議員。
伊藤議員	<p>17ページが一番上、4の児童手当費ですけれども、今回の補正で22万2,000円、償還金利子及び割引料ということなのですが、これはまず元利合計かということと、当然償還というのは計画的に償還されるはずなので、当初予算に盛り込まれるのが通常ではないかと思うのです。今回は補正出てきたというのは、どういう状況だったのかお聞きしたいと思えます。</p>
秋間議長	保健福祉課長。
藤村保健福祉課長	<p>保健福祉課長、藤村のほうから説明させていただきます。</p> <p>児童手当は、本来はおよそ人数を見込んでいて予算化、当初1月段階ぐらいの状況で見込むものでございます。それから変動がございまずので、実績で国に対して見込額を確定した。実績を確定して、歳入のほう、入ってくる分と歳出を調整して、現時点での今年度の支出見込み等を考えて今回計上したものでございます。</p> <p>以上です。</p>
秋間議長	そのほかありませんか。

		(な し)
	秋間議長	ないようですので、質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
3		<b>日程第3、議案第9号「令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」</b> を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
	藤村保健福祉課長	保健福祉課長、藤村から議案第9号 令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第4号〕についてご説明いたします。
		第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,566万3,000円に改めようとするものであります。
		歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、3節職員手当等の115万5,000円の減額は、人事院勧告に準じた手当等の改定と北海道市町村職員退職手当組合負担金に関する特例措置に伴うものであります。
		2款1項2目高額療養費、18節負担金補助及び交付金400万円は高額療養費の支払い見込みの増額、3日出産育児諸費、11節役務費1,000円、18節負担金補助及び交付金126万円は、出産育児一時金の増額見込みによるもので、特定財源として保険給付費等交付金をそれぞれ同額充当するものであります。
		7ページに移りまして、8款1項1目保険税還付金、22節償還金利子及び割引料70万円と2目償還金、22節償還金利子及び割引料177万9,000円は、過誤納付還付金及び保険給付費等交付金返還金の実績見込みによる増額で、特定財源として前年度繰越金をそれぞれ同額充当するものでございます。
		歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略いたします。
		8ページ、9ページは、給与費変更に伴う給与費明細書を掲載させていただいておりますので、ご参照ください。
		以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)

	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
4	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p><b>日程第4、議案第10号「令和2年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」</b>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
	藤村保健福祉課長	<p>保健福祉課長、藤村から議案第10号 令和2年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億723万円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、3節職員手当等の45万7,000円の減額は、人事院勧告に準じた手当等の改定と北海道市町村職員退職手当組合負担金に関する特例措置に伴うものであり、特定財源の内訳は職員給与費繰入金と同額充当するものでございます。</p> <p>2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助及び交付金126万6,000円は、現年度分の特別徴収保険料の増収による増額であります。</p> <p>歳入については、歳出の特定財源で説明していますので、省略いたします。</p> <p>6ページ、7ページには給与費変更に伴う給与費明細書を掲載させていただいておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
	秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
5	藤村保健	<p><b>日程第5、議案第11号「令和2年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算」</b>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、藤村から議案第11号 令和2年度士幌町介護保険事</p>



福祉課長 業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,529万2,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、3節職員手当等の169万3,000円の減額は人事院勧告に準じた手当等の改定と北海道市町村職員退職手当組合負担金に関する特例措置に伴うもの、4節共済費19万8,000円の減額は標準報酬月額変更によるもので、12節委託料477万4,000円の追加は介護報酬改定に伴うシステム改修費用でございます。特定財源として、介護報酬改定に伴うシステム改修事業費補助金、職員給与費等繰入金及び事務費繰入金を記載のとおり計上したものであります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費1,500万円を減額、3目地域密着型介護サービス給付費100万円を減額、7ページに移りまして、5目施設介護サービス給付費1,500万円を増額、4項1目高額介護サービス費は100万円の増額を実績見込みによりそれぞれ計上したもので、特定財源として記載のとおり制度のルールに基づき調整するものでございます。

歳入については、特定財源で説明していますので、省略いたします。

8ページ、9ページには給与費変更に伴う給与費明細書を掲載させていただきますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。  
(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。  
(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

6 **日程第6、議案第12号「令和2年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算」**を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

佐藤特養施設長 特別養護老人ホーム施設長、佐藤より議案第12号 令和2年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,077万2,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,590万6,000円に改めようとするものであります。

初めに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。1款1項1目施設介護サービス事業費では、一般会計など同様に退職手当組合の特例措置及び人事異動により人件費を2,077万2,000円減額するものでございます。内訳といたしましては、1節報酬を957万5,000円減額、2節給料を474万7,000円追加、3節職員手当等を1,594万4,000円減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。本年度は、新型コロナウイルスの影響により長期入所、短期入所ともに施設利用者は減少していることから、1款サービス費収入を2,077万2,000円減額するものでございます。内訳といたしましては、1款1項1目介護給付費収入、1節施設介護サービス費収入を1,327万3,000円減額、2節短期入所生活介護費収入を412万4,000円減額、1款2項1目自己負担金収入を337万5,000円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。  
(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。  
(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

7 [日程第7、議案第13号「令和2年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

増田建設課長 建設課長、増田より令和2年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ156万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億643万5,000円に改めようとするものでございます。

最初に、歳出予算からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の156万8,000円の減額は、人件費の補正によるものでございまして、2節給料4万2,000円の増額、3節職員手当等154万6,000円の減額、4節共済費6万4,000円を減額するものでございます。

	<p>次に、2款1項1目水道施設費は156万8,000円で、財源補正となります。特定財源は、水道施設費繰入金で156万8,000円を減額するものでございます。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明しましたので、省略いたします。</p> <p>なお、6ページ以降には給与明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
8	<p><b>日程第8、議案第14号「令和2年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算」</b>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。</p>
増田建設課長	<p>建設課長、増田より令和2年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ110万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,620万9,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>最初に、歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の110万円の減額は、人件費の補正によるものでございまして、3節職員手当等105万1,000円、4節共済費4万9,000円の減額をするものでございます。</p> <p>2目下水道管理費は、110万円の財源補正となります。特定財源は、公共下水道事業に対する繰入金で110万円を減額するものでございます。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので、省略いたします。</p> <p>なお、6ページ以降に給与費明細書が掲載されておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わり、よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>

		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
9	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 <a href="#">日程第9、議案第15号「令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」</a> を議題といたします。
	土屋病院事務長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。国保病院事務長。 国保病院事務長、土屋より令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第3号〕についてご説明を申し上げますが、大変申し訳ありませんけれども、その前に1か所訂正がございます。2ページの上から6行目、第4項、国・道補助金交付金の改正後の金額の単位、千円が抜けておりますので、大変申し訳ありませんが、追加をいただければと思います。よろしく願いをいたします。 それでは、改めて令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第3号〕についてご説明を申し上げます。 第2条、業務の予定量につきまして、(2)の年間患者数、入院1万4,600人を1万3,104人に、外来2万2,093人を2万846人に改め、(3)、1日平均患者数の入院40人を35.9人に、外来90.9人を86.5人にそれ改めるものでございます。 第3条の収益的収入及び支出の予定額では、収入、1款病院事業収益8億8,236万6,000円を8億5,825万3,000円に、1項医業収益5億379万円を3億9,955万8,000円に、2項医業外収益3億7,857万6,000円を4億5,869万5,000円に改め、支出、1款病院事業費用9億8,263万3,000円を9億889万3,000円に、1項医業費用9億6,838万9,000円を8億9,463万2,000円に、2項医業外費用1,384万2,000円を1,385万9,000円に改めるものでございます。 次に、2ページの第4条、資本的収入及び支出の予定額では、収入、1款資本的収入9,932万1,000円を1億347万7,000円に、1項一般会計出資金6,981万1,000円を7,408万6,000円に、4項国・道補助金交付金425万9,000円を414万円に改め、支出、1款資本的支出1億1,967万6,000円を1億2,490万1,000円に、1項建設改良費5,544万4,000円を5,532万5,000円に、2項企業債6,423万2,000円を6,957万6,000円に改めるものでございます。 第5条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費6億5,705万7,000円を5億6,954万5,000円に改めるものでございます。

第6条では、他会計からの補助金3億5,000万円を4億3,000万円に改めるものでございます。

それでは、補正予算説明書に基づき、収益的支出から説明をさせていただきますので、7ページをお開きを願います。1款1項1目給与費では、人事院勧告に伴う給与改定と人事異動並びに北海道市町村職員退職手当組合負担金の改定等により8,751万2,000円を減額するもので、内訳として、1節報酬では常勤医師の減による当直医、出張医報酬の追加分で546万5,000円を追加するほかは、2節給料から4節法定福利費までそれぞれ記載の金額を減額するものでございます。

2目材料費、診療材料費、医療用消耗備品費並びに3目経費の3節消耗品費につきましては、8月の臨時町議会で可決決定いただきました新型コロナウイルス感染症関連予算の組替え補正でございます。

次に、3目1節旅費交通費は、当直医、出張医の増により95万9,000円を追加、9節修繕料は温水ポンプの取替え及び血液分析装置の修繕で40万円を追加、13節委託料では医師の派遣委託料及び医師の送迎回数増による運転委託料の増により1,139万4,000円を追加するものでございます。

次に、5目資産減耗費、2節固定資産除去費では、廃棄資産の増により100万円を追加するものでございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、元年度の起債借入れ額の変更により、企業債利息1万7,000円を追加するものでございます。

続いて、収益的収入についてご説明をいたしますので、6ページをお開き願います。1款1項1目入院収益につきましては実績から4,803万3,000円を減額、2目外来収益につきましても同様に5,619万9,000円を減額するものでございます。

2項医業外収益、2目他会計負担金では、経営基盤強化策に要する負担金として8,000万円を増額し、4億3,000万円とするものでございます。

6目国・道補助金交付金については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の事業額の確定により、資本的収入からの組替えで11万9,000円を追加するものでございます。

次に、資本的収入及び支出を説明させていただきますので、8ページをお開き願います。まず、8ページ下段の資本的支出、1款1項1目有形固定資産購入費では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金関連事業の事業費の確定により11万9,000円を減額、2項1目企業債償還金では、元年度借入れの企業債の元金据置期間を当初予定より短縮したことにより来年3月の償還から元金償還が発生することから、534万3,000円を追加するものでございます。

次に、8ページ上段の資本的収入、1款1項1目一般会計出資金は企業債償還金の増に伴う一般会計からの出資金の増で427万5,000円を

	<p>追加、4項1目国・道補助金交付金では新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金関連事業の事業費の確定により、収益的収入への組替えで11万9,000円を減額するものでございます。</p> <p>そのほか、今回の補正予算に関わる給与費明細書を9ページから11ページに添付をしてございますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定くださいますようお願いを申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 0	<p><b>日程第10、追加議案第16号「特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案」</b>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
高 木 副 町 長	<p>議案第14号 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>追加議案の2ページを御覧願います。この改正につきましては、国家公務員の特殊勤務手当の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症から人命及び健康を保護するための緊急的な作業に従事した職員について感染症防疫作業手当の特例措置を講ずることとするため、条例を改正するものであります。</p> <p>施行期日を決めておりました附則を附則の第1項といたしまして、感染症防疫作業手当の特例として附則の第2項と第3項を加えるものであります。</p> <p>職員が北海道が設置した新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養する施設へ派遣され、その業務に従事した場合、特殊勤務手当支給条例第5条の感染症防疫作業手当、1日290円を適用せず、勤務1回につき3,000円、感染者の身体に接触または長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は4,000円を支給するものであります。</p> <p>次に、附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第16号の説明といたします。</p>
秋間議長 加藤議員	<p>これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。</p> <p>この条例を用意するということは、当然今帯広のほうにある療養施設への職員の派遣が前提だと思うのですけれども、うちの町で何人ぐ</p>

		らい派遣の要請を受けているかお聞きします。
	秋間議長	副町長。
	高 木	現時点までで正式な人数ですとか日数等の要請は受けていないところ
	副 町 長	でございますが、今週の金曜日に振興局から正式な要請があるというふう
	秋間議長	に聞いているところでございます。
	秋間議長	そのほかございますか。
	秋間議長	(な し)
	秋間議長	それでは、質疑を終わり、これから討論を行います。
	秋間議長	(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから追加議案第16号を採決します。
	秋間議長	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	秋間議長	(異 議 な し)
1 1	秋間議長	異議なしと認めます。
	秋間議長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
	秋間議長	<a href="#">日程第11、選挙第1号「選挙管理委員の選挙」</a> を行います。
	秋間議長	お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定
	秋間議長	によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
	秋間議長	(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。
	秋間議長	したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
	秋間議長	お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにした
	秋間議長	いと思っております。これにご異議ありませんか。
	秋間議長	(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。
	秋間議長	したがって、議長が指名することに決定いたしました。
	秋間議長	選挙管理委員には、河江信一氏、吉田均氏、波多野弘幸氏、嶋田和子氏
	秋間議長	を指名します。
	秋間議長	お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と
	秋間議長	定めることにご異議ありませんか。
	秋間議長	(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。
	秋間議長	したがって、ただいま指名した河江信一氏、吉田均氏、波多野弘幸氏、
	秋間議長	嶋田和子氏が選挙管理委員に当選されました。
1 2	秋間議長	<a href="#">日程第12、選挙第2号「選挙管理委員補充員の選挙」</a> を行います。
	秋間議長	お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項
	秋間議長	の規定によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませ
	秋間議長	んか。
	秋間議長	(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。

		<p>したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議長が指名することに決定いたしました。</p> <p>選挙管理委員補充員には、第1順位、今田忠夫氏、第2順位、今木教雄氏、第3順位、瀬口豊子氏、第4順位、吉田光代氏を指名します。</p> <p>お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
13	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま指名しました第1順位、今田忠夫氏、第2順位、今木教雄氏、第3順位、瀬口豊子氏、第4順位、吉田光代氏が選挙管理委員補充員に当選されました。</p> <p><a href="#">日程第13、意見書案第10号「コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書」</a>を議題といたします。</p> <p>なお、意見書案第10号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから意見書案第10号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>「閉会中継続調査申出書」を議題とします。</p> <p>議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申出がございます。</p> <p>お諮りします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p> <p>以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。</p>



したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます。

令和2年第4回土幌町議会定例会を閉会します。

(午前10時54分)